

永平寺町食育・地産地消推進委員会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町規則第43号

永平寺町食育・地産地消推進委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する永平寺町食育・地産地消推進委員会(以下「推進委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 食育及び地産地消を推進するための方針を検討し、実施すること。
- (2) 食育及び地産地消に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 食育及び地産地消に係る施策の推進に協力し、普及啓発を図ること。

(委員の構成)

第3条 推進委員会の委員の定数は15名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町特産品生産者代表
- (3) 町内起業グループ代表者
- (4) 消費者代表
- (5) 町食生活改善推進員代表
- (6) 福井農林総合事務所 技術経営支援課
- (7) 福井県農業協同組合 永平寺支店 営農経済課
- (8) 永平寺町学校教育課長
- (9) 永平寺町内小中学校 栄養教諭及び栄養職員
- (10) 永平寺町子育て支援課 栄養士

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 会長は、議長となる。

4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第8条 推進委員会は、審議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、永平寺町役場農林課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるものほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。